

◆事務局長

ただ今より、令和7年第1回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時35分)

◇会長

新年あけましておめでとうございます。

昨年と比べて元日から穏やかな日々が続きまして、今年1年、このように穏やかな年であって欲しいと願っているところです。

我々の任期も残り3ヶ月となりましたが、「地域計画」の年度内策定が残っており、3回目の協議会も予定されておりますので、皆さんの出席をお願い申し上げます。

改選により、新しいメンバーで新年度から活動していくこととなりますが、前任、再任、新任とも、お互いに協力しながら責務を果たして欲しいと願っているところです。

今日はこのような大雪となってしまいました。私の集落でもハウスが潰れる被害が出ております。総会が終わったら除雪作業もあろうかと思っておりますので、速やかな進行にご協力をお願いします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。8番 須田久委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

4番 須田貴志委員 5番 齋藤一成委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

12月18日、由利地域農業者発展フォーラムが由利本荘市西目の「シーガル」で開催されまして、出席しております。

12月25日、にかほ市農業再生協議会に出席しております。案件は、令和7年産米の「生産の目安」及びその算出根拠等であり、原案どおり承認されております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書4ページからとなります。

報告第1号-1と2は、受人の体調不良により、耕作が困難となったことから解約するものです。解約された農地につきましては、耕作予定者の内諾を得ているということで、今後、新たな利用権設定として予定されております。

報告第1号-3から5は、いずれも新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定としてそれぞれ、議案第2号-14、第2号-9、第2号-12へ上程されております。

報告第1号-6から9は、規模縮小のため解約するものです。こちらの農地につきましても、今後新たな利用権設定が予定されております。

報告第1号-10は、受人の体調不良により解約するものです。こちらの農地につきましては、受人の調整中であります。

◇議長

報告第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第1号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書7ページ、8ページになります。

議案第1号-1は、贈与による所有権移転であります。譲渡人が高齢で管理ができないことから、こちらの農地について譲受人との間で贈与で合意したものです。譲受人の経営状況は議案に記載のとおりでありまして、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議案第1号-2と3は、同一の譲受人による所有権移転です。譲受人は養蜂をやっておりまして、採蜜用に果樹を栽培するため農地を取得したいとのことです。第1号-2の譲渡人は、いわゆる「土地持ち非農家」で、申請地と離れたところにある農地は貸付けておりますが、申請地は貸付けの見込みもないことから、売買価格 〇〇〇〇 円で合意したものです。第1号-3の譲渡人は、被相続人の財産清算人として裁判所から選任された弁護士です。平成31年と令和2年にも、同じ被相続人の農地の売買について委員会の許可を受けております。売買価格については、近接地にある保安林も含めて、全部で 〇〇〇〇 円となっております。なお、売買する土地及び金額についても裁判所の許可を受けております。

議案第1号-4は、申請地が譲受人の宅地に隣接しており、家庭菜園的な利用をするため所有権移転しようとするものです。申請地は、周囲を川と水路で囲まれているため、譲受人の住宅敷地内を通る必要があり、譲受人以外には貸付けも譲渡も出来ないと考えられます。

議案第1号-2と3、及び4の譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。下限面積要件が廃止されたことと、譲受人の利用目的から、許可要件を満たしていると考えます。

◇議長

暫時休憩いたします。

(午前9時48分)

◇議長

再開いたします。

(午前9時57分)

◇議長

議案第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、はじめに議案第1号-1について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第1号-2と3について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第1号-4について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書9ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて24件でありまして、うち賃借権の新規が10件、再設定が10件、使用貸借権の新規が1件、再設定が3件で、利用権設定の総面積は188,407㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

それでは説明いたします。

議案第2号-1から4は、受人が同一で、第2号-1が賃借権の再設定、2から4は使用貸借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりで

あります。

議案第2号-5は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-6と7は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書15ページからになります。

議案第2号-8は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-9と10は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。第2号-9は、報告第1号-4に係る農地であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-11は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-12は、賃借権の新設で、報告第1号-5に係る農地であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書17ページからになります。

議案第2号-13と14は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。13は、これまで自作しておりましたが、離農により全ての農地を貸借するものです。14は、報告第1号-3に係る農地となります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-15は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書20ページからになります。

議案第2号-16と17は、渡人、受人とも同一で、16は賃借権、17は使用貸借権の新設であります。解約の報告でも説明しておりますが、渡人の体調不良により権利設定するものです。設定する権利の違いは、これまで水稻か転作かの違いであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-18は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-19と20は、いずれも賃借権の新設であります。いずれも高齢等の理由で耕作できなくなったため権利設定

するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-21と22は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第2号-23と24は、いずれも賃借権の新設であります。23は、渡人が16、17と同一で、体調不良により耕作できないため、権利設定するものです。24は、転作として自作していた農地を、そば作付けの受人に貸し付けるものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第2号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前10時5分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和7年1月10日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 4 番 印

委 員 5 番 印
